

第 18 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	平成 31 年 1 月 8 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	<p>議第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について</p> <p>議第 56 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する意見について</p> <p>議第 57 号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議第 58 号 平成 31 年度御嵩町賃借料の提供について</p> <p>報第 18 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について</p>
5、事務局	<p>事務局長兼課長 可 児 英 治</p> <p>事務局次長兼係長 伊 納 和 昭</p> <p>書 記 北 田 桂 太 郎</p>
6、会議録署名者	10 番 鍵谷道隆 委員 11 番 奥村幸美 委員
7、欠席議員	12 番 山口由美子 委員
議 長	<p>ただ今の出席委員は 13 名で定数に達していますので、これより第 18 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>本日の欠席者は山口由美子委員から届が出ておりますので、報告いたします。</p> <p>会議録 署名者に、10 番 鍵谷道隆 委員、11 番 奥村幸美 委員を指名します。</p>
議 長	<p>それでは、議第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について を議題とします。</p> <p>事務局 朗読願います。</p> <p>(事務局朗読・2 号事案は書類不備のため保留、7 号事案は現地確認のための準備不足により現地確認が十分に行えず保留)</p>
議 長	1 号事案について、3 番 奥村清治委員 説明願います。
3 番奥村委員	<p>申請地の場所は美佐野公民館より南東へ 300m 程の所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は一般個人住宅・進入路・庭・駐車場・遊技場です。譲受人は現在両親と同居しておりますが、子どもが大きくなり自宅が手狭になりました。譲受人夫婦は仕事をしておりますが、今回の申請地は両親の自宅の近くであり、仕事をしながら育児をするのに両親の手助けを受けやすいこともあり、売買の話がまとまりましたので申請します。</p> <p>駐車場は車 4 台、子どもの遊技場として砂場を作りたいと思いま</p>

	<p>す。</p> <p>譲渡人は仕事が忙しく耕作が困難であったところ、売買の話ができたので申請いたします。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等への被害防除施設の概要として、東側は水路、西側は宅地、北側は道路、南側は国道 21 号線です。</p> <p>汚水は合併集中浄化槽で浄化後、道路側溝を自費工事し西側へ排水します。雨水は庭・遊技場については自然浸透、住宅・駐車場・進入路については北側道路側溝へ排水します。</p> <p>被害はないかと思われませんが十分注意し、万が一被害があった場合は申請者にて対処します。</p> <p>申請地北側にヒューム管が設置されておりますが、使用されておられません。</p> <p>東側はL字擁壁を施工し、その上にフェンスを設置します。</p> <p>以上のことから申請に問題はないかと思われませんが皆様の審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 1 号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>2 号事案については事務局から説明のあった通り保留とします。</p>
議 長	<p>続いて、3 号事案について、8 番 田中宣行委員 説明願います。</p>
8 番田中委員	<p>現地確認を 12 月 26 日に行いました。</p> <p>申請地は御嵩駅東の中日新聞販売店の南側の土地になります。</p> <p>転用の目的は駐車場敷地です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、申請者兩名は夫婦であります。譲渡人である夫は新聞販売業を営んでおりましたが、従業員及び家族の自動車の駐車スペースが不足していたため、約 15 年前から無断で申請地の一部を車庫として利用していました。今後、農地として維持できなくなったことから譲受人である妻が駐車場として申請するものです。</p> <p>転用の時期及び転用の目的にかかる事業・施設の概要として、申</p>

	<p>請地一部は既に転用済みであります、それ以外の土地については許可の日から6カ月以内に造成を行います。</p> <p>資金調達については全額自己資金で賄うことになっております。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については、北側・西側・南西側は譲渡人の宅地、東側は隣接所有者の宅地、南側は畑で現在は不耕作地となっております。</p> <p>周囲にコンクリート擁壁を埋設し土砂・雨水等が流出しないよう施行します。雨水排水は道路側溝に排水します。</p> <p>もし被害等があった時は、申請人の責任において対処しますと記載があります。</p> <p>添付書類として、県知事あて誓約書・残高証明書・隣接農地同意書・代理人行政書士の委任状、なお、この土地については約15年前から駐車場として使用していたことから、始末書が添付されています。</p> <p>以上から申請には問題ないかと思いますが皆様の審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分については、名鉄御嵩駅から300メートル以内に位置しているため、第3種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって3号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>続いて、4号事案について、7番 田中幹三郎委員 説明願います。</p>
7番田中委員	<p>申請地の場所は国道21号線大庭交差点より北へ約200mのところ</p> <p>です。</p> <p>転用の目的は事務所兼社宅の建設です。譲受人は現在使用している事務所が手狭となり、事務所兼社宅を建設する場所を探していた。本申請地を知り、取得することになったというものです。</p> <p>北側の田が324平米、譲渡人は〇〇さん78歳。南側の田が347平米、譲渡人は〇〇さん76歳。合計が671平米となります。お二人とも高齢となり、後継者もなく、耕作が難しいため手放したいとの意向でした。</p> <p>これが一般個人住宅であれば、面積が過大ではないかと思いますが、今回譲り受け人は窯業機械設計・製作・修理等の事業を営んで</p>

	<p>おられ、現在は御嵩町小原にある工場の脇にある事務所で、本社業務に加え、CAD による設計や、来客対応等をされており、手狭になっております。</p> <p>確認しましたところ、現在の小原の工場敷地内に事務所を新築又は増築するのは土地の形状などから、非常に窮屈になってしまうと思われま。</p> <p>そのため、事務所兼社宅を建築する場所を探しておられたところ、今回の申請地を知り、取得することとなりました。建屋に加え、社用車 3 台程度、来客用 3 台程度の駐車スペースが必要なことから本申請地が適地であるとの判断から申請に至ったとのこと。</p> <p>こちらの土地ですが、北側は用悪水路、東側は真名田川に落ちる用悪水路、南側は宅地、西側は県道歩道となっております。乗り入れは西側からです。北、東、南にはコンクリート擁壁を施し、アスファルト舗装をされる予定です。雨水は東側へ流れる設計とし、位置は未定ですが、集水枡を経て東側用悪水路に排水する予定です。これに関しては地元水利組合より、雨水以外真名田川農業用水に流さないようお願いいたします。との条件付きで同意を得ておられます。その他必要添付書類についてはもれなく確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については、12 月 26 日、現地確認により行いました。</p> <p>以上から 4 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められているため、第 3 種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>4 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 4 号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>続いて、5 号事案について、1 番 亀井和紀委員 説明願います。</p>
1 番亀井委員	<p>申請地は顔戸橋から北西へおよそ 100m の高台で、申請地の東側と南側にビニールテープで概ねのエリアが示されておりました。北側と西側は段差がある民家敷地が境界となっておりました。</p> <p>周辺部の状況は北側に民家が 2 軒、西側は民家の敷地の一部と山林、南側は譲受人所有の地目山林・現況竹藪で国道 21 号線と接し</p>

	<p>ており崖地です、東側も山林です。</p> <p>申請地は東西に細長い形状で中央部分付近に段差があり 2 分割された形状となっております。それぞれのスペースに沿って、太陽光パネルが西側部分は 3 段 5 列、幅 3.2m×横幅 8.5m、高さは 157cm。東側部分は 4 段 4 列で幅 4.2m×横幅 6.8m、高さは 145cm の施設を設置予定で、北側の隣接民家建物等が日影になることもないとの申請です。</p> <p>南側の竹藪については、日照との関係もあるので、今後、事業化に向けて伐採や薬剤により竹の生育を減退させる対応を予定されていますが、この竹藪部分にはパネル設置の予定はないそうです。</p> <p>雨水は地下自然浸透式としていますが、降雨時に備えて東側と南側の斜面部分には、高さ 15cm・幅 20～30cm の盛土部を整備して一時貯水を行うことができるようにして周辺部への越水対策を講ずる計画とされています。</p> <p>太陽光発電施設の設置事業計画については、隣接民家を含めて地元自治会へ説明済みとのこと。</p> <p>その他、岐阜県知事あての誓約書が添付されており、施設設置が原因で近隣土地や作物等へ被害が発生した場合は、申請者が速やかに責任を持って対応するなどの誓約をされています。この他に預金残高資料、一般社団法人太陽光発電協会再生可能エネルギー発電事業計画の承認通知、設置予定の設備資料の添付等がなされていることを確認しました。</p> <p>譲受人である〇〇さんは昨年 11 月に今回と同じく太陽光発電施設設置事業に伴う 5 条申請を出されており、今回の場所から東へ数 10m 方向の所であり、その時の譲渡人は今回と同一者です。</p> <p>以上から本申請に問題はないかと思えます。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例による届出が提出されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>5 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 5 号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>続いて、6 号事案について、9 番 鍵谷正委員 説明願います。</p>

<p>9 番鍵谷委員</p>	<p>土地の所在は比衣の里地区で、共和中学校より東に 400m ほどの所です。</p> <p>権利を設置し又は移転しようとする事由は、譲受人は御嵩町内で建設業を営んでいるが既存の資材置場が手狭になってきたため、新たな資材置場となる土地を探しておりました。申請地は本社に隣接する土地で管理がしやすく、また、利便性も高いため選定しました。譲渡人は譲受人の申し出に応じて売却することにしました。</p> <p>転用の目的にかかる施設の概要は、資材用倉庫一棟 77.03 m²、車庫一棟 84.22 m²となっています。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等への被害防除施設の概要については北側・西側及び南側は用悪水路、東側は隣地所有の田となっています。</p> <p>雨水は自然浸透で処理し、汚水は発生しません。</p> <p>外周にコンクリート擁壁を埋設し、周囲に土砂の流出がないように施工します。</p> <p>万が一、周辺農地へ被害を及ぼした場合には自己責任で解決いたします。</p> <p>添付書類は土地の位置図・土地利用計画図・誓約書・預金残高書・履歴事項全部証明書・定款・隣地承諾書・比衣水利組合同意書・代替地の検討資料・委任状が添付されています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は 12 月 26 日に現地の確認を行いました。</p> <p>以上から本事案の申請内容に問題はないかと思えます。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>6 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 6 号事案は適当と認め進達します。</p>
<p>議 長</p>	<p>7 号事案は現地確認のための木々の伐採ができておらず、現地確認が十分に行えなかったため保留とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、8 号事案について、9 番 鍵谷正委員 説明願います。</p>

9 番鍵谷委員	<p>土地の所在は伏見宮西地区で東濃実業高校グラウンドの北東 100m 程の所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由は譲受人は現在実家で親と同居しています。今年春に子供が産まれる予定であり、申請地であれば親の協力を得ながら生活ができるため申請に及びました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地の概要は、南側と北側は住宅敷地、西側は道路、東側は隣地所有の田となっています。</p> <p>雨水排水は西側道路側溝に排水し、汚水排水は公共下水道に接続し放流します。</p> <p>外周にコンクリート擁壁を埋設し、周囲に土砂等の流出がないように施工します。</p> <p>万が一転用に伴い被害が起きた場合は申請者の責任において対処します。</p> <p>添付書類は土地の位置図・設計図・隣地の承諾書・地役権者同意書・土地改良区協議済証・愛知用水同意書・誓約書・住宅ローン事前相談結果書・委任状が添付されています。</p> <p>転用によって生ずる付近の概要については 12 月 26 日に現地の確認を行いました。</p> <p>以上から本事案の申請内容に問題はないかと思えます。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>8 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 8 号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に、議第 56 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について を議題とします。</p> <p>事務局、朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>1 号事案について、1 番 亀井委員 説明願います。</p>
1 番亀井委員	<p>本件申請地の現地確認は平成 30 年 12 月 16 日に伊左治推進委員と行いました。</p>

	<p>申請関係者は譲受人が同席されました。申請地にはエリアを示す目印が表示されていました。</p> <p>申請地は名鉄顔戸駅から東南方向に直線で約 150m 付近です。</p> <p>譲渡人と譲受人は叔父・甥の関係でこれまでも実質的には譲受人が長年耕作管理をゆだねられおり、適正に耕作管理がなされていました。金銭的には無償として双方合意となっています。</p> <p>譲家人は自作農地が 3,808 m²あり、その他申請内容に問題はないと思われますし、申請地取得後も適切な管理営農を行う旨の明記がされておりますので、本件申請について私は特に問題はないかと思ひます。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>続いて伊左治委員、現地の状況等 説明願ひます。</p>
伊左治推進委員	<p>12 月 16 日に亀井委員と現地確認を行いました。</p> <p>現在も適正に管理されており、今後の管理についても問題ないかと思われます。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1 号事案について、適当と認める方は挙手願ひます。挙手全員であります。</p> <p>よって 1 号事案については適当と認め許可します。</p>
議 長	<p>続いて、2 号事案について、1 番 亀井委員 説明願ひます。</p>
1 番亀井委員	<p>本件申請地の現地確認は、平成 30 年 12 月 22 日に伊左治推進委員と行ひました。当日は譲受人が同席されました。</p> <p>申請地は、隣接農地との境界部にコンクリート杭がありました。</p> <p>申請地は国道 21 号線柿田東交差点から東北方向に直線で約 100m の所です。</p> <p>譲渡人は高齢でご主人も一人娘さんも亡くなられていることから、今後自身で申請地の耕作管理が継続できないと考え、隣接する水田所有者の〇〇さんへ譲渡申し出をされて合意に至ったとのことです。</p> <p>申請地は別の方と農地使用賃借契約がなされておりましたが、平成 30 年 12 月末をもって契約解除するとの届出が町農業委員会あてに提出されています。</p> <p>譲受人は自作農地が 3,968 m²あり、そのた、申請書類内容に問題はないと思われます。</p>

	<p>また、取得後も田として利用予定であると明記されておりますので本件申請について私は特に問題はないかと思えます。 皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>続いて 伊左治委員 現地の状況等 説明願います。</p>
伊左治推進委員	<p>平成 30 年 12 月 22 日に現地確認を行いました。 譲受人が耕作している隣接する田は適正に管理されており、取得後も隣接の田と合わせて適正に管理がされると思われます。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 2 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって 2 号事案については適当と認め許可します。</p>
議 長	<p>次に、議第 57 号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。 事務局、朗読願います。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>1 号事案から 4 号事案について 7 番 田中幹三郎委員に関係します ので、7 番田中委員は 農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (7 番 田中委員 退席)</p>
議 長	<p>1 号事案から 4 号事案について、同じ地区内の申請であり、同じ 使用借人への使用貸借申請であるため、まとめて審議させていた だきたいと思いますが、いかがでしょうか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>それでは審議に移らせていただきます。</p> <p>伊左治推進委員 現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。</p>
伊左治推進委員	<p>鈴木委員と現地を確認しました。以前も使用借人が耕作をされて いる土地であり、今後も変わらず適正に管理されるかと思われま す。</p>

議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。 1号事案から4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって1号事案から4号事案については可決しました。 議事が終了しましたので7番田中委員の着席を認めます。 (7番 田中委員 着席)
議 長	次に 議第58号 平成31年御嵩町賃借料の提供についてを議題とします。 事務局、説明願います。
事 務 局	平成30年1月から12月までに賃借料が発生する申請は農地法3条申請が0件、利用権設定が2件ありました。その2件について賃借料を10アールあたりの価格にしたデータが本ページの表になっております。 御嵩町賃借料の提供については、町内の農地がどれくらいの価格で賃貸借されているかという情報を提供するという目的で情報を公開するものです。 データの件数が2件と少ないため、正確なデータとは言い切れない部分もあるかと思われませんが、本データについては町ホームページ上で公開予定であります。 以上です。
議 長	参考までに町内の農業者である田中委員と青木委員、鍵谷委員に町内で賃借料が発生する貸借があるかどうかを伺いたいと思いますがいかがでしょうか。
5番青木委員	賃借料を伴う貸借はありません。
7番田中委員	私が借りている農地もありません。
9番鍵谷委員	畔の草刈り等の管理料としてはお金が発生する部分はありますが、農地の貸借についてありません。
議 長	ありがとうございます。

議 長	採決に入ります。 議第 58 号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって、議第 58 号は可決しました。
議 長	次に 報第 18 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による 届出について 事務局報告願います。 (事務局報告) 事務局からの報告が終わりました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。 <div style="text-align: right;">10 時 43 分終了</div>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

平成 年 月 日

議 長

10 番

11 番
